

令和7年度後期分

【学部生】私費外国人留学生成績優秀者に係る授業料免除 及び徴収猶予申請要項

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格	
(1) 授業料免除及び徴収猶予申請の対象者・・・・・・・・	P2
(2) 学業優秀の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
3. 申請方法・申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
4. 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
5. 書類提出から申請結果通知までの注意点・・・・・・・・	P3
6. 結果通知時期と授業料納入時期・・・・・・・・・・	P4

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人（学生）が原則メールで問い合わせを行うこと。メールでお問い合わせいただく際は、件名を「学籍番号_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とすること。また、必ず本要項を確認の上、問い合わせを行うこと。

申請書類の不明点等の問い合わせについては、原則、提出締切である10月6日（月）の1週間前である【9月30日（火）まで】といたします。必ず余裕をもって申請準備を行ってください。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係

（取扱時間 平日9時～12時、13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に本人が帰国中等の理由で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容はポータルサイト（LiveCampus）でお知らせします。

1. はじめに

本要項は、私費外国人留学生のうち、学業優秀な学部生に対して、授業料を半額免除及び徴収猶予（納付期限延長（後期分1月まで））する制度について記載しています。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。そのため、**適格者全員が必ず免除許可**となるわけではありません。

選考方法は下記のとおりです。

成績が優秀な者（学力評価点が上位の学生）から順に半額免除（各回生ごとに4名）

授業料免除結果が不許可となった者は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が学業優秀の基準（P2「（2）学業優秀の基準について」参照）を満たさずに不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておいてください。

・授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

（前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。）

・個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署（奨学厚生係）に連絡・相談してください。

大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 抜粋

- 書類を提出した後、本学からの指示により、補正が必要となった場合は、所定の期日までに補正しなければならない。
- 前項による補正が行われなかった場合は、申請を辞退したものとみなす。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格

(1) 授業料免除及び徴収猶予申請の対象者

	私費外国人留学生以外	私費外国人留学生
学部	× →別要項「学部生（私費外国人留学生除く） 授業料免除及び徴収猶予申請要項」参照	○
大学院	× →別要項「大学院及び特別支援教育特別専攻科生に関する 授業料免除及び徴収猶予（一般選考）申請要項」参照	
特別専攻科		

上記表で、「○」がついている区分に在籍し、学業優秀（下記の「(2) 学業優秀の基準について」参照）かつ経済的に困難な状況を抱えている者が本申請の対象です。

ただし、次の①～③に該当する場合は、**審査対象外**となります。

- ① 令和7年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
- ③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

(2) 学業優秀の基準について

令和7年後期における基準です。令和7年9月末までの修得単位数及び学力評価点が基準以上の者を適格者とします。

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	15	11	21.0
学部 2	45	33	
学部 3	80	58	
学部 4	115	86	
学部 5	—	115	

◆学力評価点の算定方法

今年度前期（令和7年9月末）までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格、 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1／3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

3. 申請方法・申請期間

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

☆窓口での申請書類の確認及び問い合わせ対応は行いませんので、事前に表紙に記載の方法で不明点についてはご確認ください。

☆提出する申請書類の準備は、申請者本人が行ってください。窓口でデータファイルの印刷を依頼されても対応できません。

申請方法	郵送	大学内受付ポスト
提出先	〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 大阪教育大学学生支援課奨学厚生係 ※朱書きで「令和7年度後期授業料免除申請書類 在中」と記載し、追跡可能な郵送方法（特定記録・レターパック等）で送ること。	免除願をこの箱↓に投函  ＜設置場所＞ 柏原キャンパス：事務局棟（N棟）3階 学生支援課カウンター
申請期間	令和7年10月6日（月）必着 ※消印無効	令和7年9月30日（火）～令和7年10月6日（月） ※土日祝除く ※柏原キャンパス 8：30～17：15 ※この期間外はいかなる理由があっても受け付けません。この期間での提出が難しい場合は、郵送してください。
受領確認	自身で追跡可能な番号を控えておくこと。 ※メールでの受付のご連絡はいたしません	申請を受け取った日の翌営業日までに受理のメールを大教 Gmail にお送りしますので、そちらをご確認ください。

受付期間に帰国中等で本人持参ができない場合は、期日に余裕をもって表紙に記載の問い合わせ先にご相談ください。

4. 授業料免除及び徴収猶予申請の提出書類

① 令和7年度後期分授業料免除願（様式1－3）

徴収猶予の申請をする場合は、「令和7年度後期分授業料免除願」（様式1－3）の最下段『徴収猶予を希望します』を○で囲んでください。○がない場合は、徴収猶予の希望なしと判断いたします。

5. 書類提出から申請結果がわかるまでの注意点

○授業料免除申請者（申請書類を受理された者）については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。

○申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、大教 Gmail で連絡しますので、期日までに不足書類と一緒に提出してください。再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。

6. 結果通知時期と授業料納入時期

○結果通知の時期

11月下旬に本人宛に大教 Gmail にて連絡予定。

迷惑メールを拒否する設定をしている方は syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp からは受け付けるように設定してください。

12月10日を過ぎても結果通知が届かない場合は、表紙記載の問い合わせ先までお問合せください。

○納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	11月下旬予定	学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者及び 徴収猶予に申請のない者	12月下旬予定	学費納入口座より引き落とし

<スケジュール>

